

硬化性シリコーンレジン^①の定義

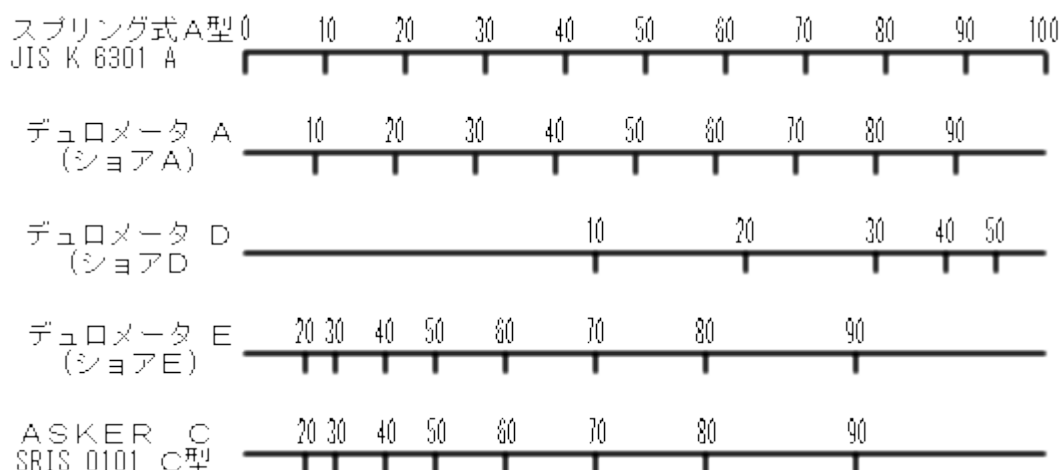
以下の「硬化性シリコーンレジン^①の定義」は、厚労省の改正食品衛生法に基づくポジティブリストの運用に際し、合成樹脂として対象となる硬化性シリコーンレジン^①を、それ以外の硬化性シリコーンゴム類と区別するためにシリコーン工業会が設定するガイドラインである。

硬化性シリコーンレジンとは、

「架橋反応性ポリマー全体のうち、分岐構造を有する架橋反応性ポリマーが60%重量以上で、かつ架橋反応性ポリマーを所定の条件*により硬化させた後のショアDによる硬度が40以上である硬化性シリコーン製品またはその硬化物である。」

*所定の条件：製造/販売元が推奨する、温度・時間・膜厚等の硬化及び測定条件

<参考>



※関連情報：[食品用器具・容器包装用合成樹脂ポジティブリスト制度への対応について](#)